

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 20 | 母子保健法による保健指導の事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、母子保健法による保健指導の事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県都留市長

公表日

令和4年1月4日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 母子保健法による保健指導の事務 |
| ②事務の概要 | ・母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、精密検査、妊娠や低体重児の届出、訪問指導、健康教育を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①世帯情報の確認 ②母子管理票の打出し ③該当者名簿の打出し ④個人記録 ・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務 ・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務 |
| ③システムの名称 | 地域健康支援システム、健康管理システム、団体内統合宛名管理システム、サービス検索・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 母子保健情報ファイル、宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一第49項 平成26年内閣府・総務省令第5号第40条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26,56の2,69の2,87項 【情報照会】69の2,70項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19,30,38条の3,44条 【情報照会】38条の3,39条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉保健部 健康子育て課 |
| ②所属長の役職名 | 健康子育て課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 TEL:0554-43-1111(代表) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 健康推進室 健康づくり担当・予防担当 TEL:0554-46-5113(代表) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年12月3日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年12月3日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|----------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和1年6月1日 | I 5. ②所属長の役職名 | 健康子育て課長 齊藤 浩稔 | 健康子育て課長 | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | II 2. 取扱者数 | 500人未満 | 500人以上 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | 評価書名 | 母子健康法 | 母子保健法 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 母子健康法 | 母子保健法 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | I -1.①事務の概要 | 未熟児の訪問指導 | 未熟児のを削除 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | II -1いつの時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | II -2特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | 500人以上 | 500人未満 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | II -2いつの時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | I 1. ①事務の名称 | 母子保健法に関する事務 | 母子保健法による保健指導の事務 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | I 4. ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】26,56-2,87項【情報照会】70項 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】19,30,44【情報照会】39条 | 番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】26,56の2,69の2,87項【情報照会】69の2,70項 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】19,30,38条の3,44条【情報照会】38条の3,39条 | 事後 | |
| 令和4年1月4日 | I 1.③システムの名称 | 地域健康支援システム 健康カルテ、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能 | 地域健康支援システム 健康管理システム、団体内統合宛名管理システム、サービス検索・電子申請機能 | 事後 | |
| 令和4年1月4日 | I 2.特定個人情報ファイル名 | 住民情報ファイル(健康カルテ) | 母子保健情報ファイル、宛名情報ファイル | 事後 | |
| 令和3年12月20日 | II -1いつの時点の計数か | 令和2年4月1日 | 令和3年12月3日 | 事後 | |
| 令和3年12月20日 | II -2いつの時点の計数か | 令和2年4月1日 | 令和3年12月3日 | 事後 | |
| 令和4年1月4日 | IV 8. 実施の有無 | [○]自己点検 []内部監査 []外部監査 | []自己点検 [○]内部監査 []外部監査 | 事後 | |